

## 文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱新旧対照表

改正後（案）	現行
<p data-bbox="219 300 987 331">文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱</p> <p data-bbox="371 395 1099 576">18 文男保第 1449 号平成 19 年 3 月 28 日区長決定 28 文子幼第 915 号平成 28 年 4 月 1 日部長決定 2020 文子幼第 5463 号令和 2 年 12 月 28 日部長決定 <u>2022 文子幼第 10632 号令和 5 年 3 月 28 日部長決定</u></p> <p data-bbox="107 635 412 667">第 1 条～第 4 条【略】</p> <p data-bbox="129 683 282 715">（健康相談）</p> <p data-bbox="107 730 1095 810">第 5 条 区長は、健康対策対象者のうち希望者に対して、健康リスク相談及び心理相談を実施する。</p> <p data-bbox="107 826 1099 959"><u>2 区長は、前項の健康相談に係る費用について、別表に定める金額を負担するものとする。ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、別表に規定する上限額を超えて負担することができる。</u></p> <p data-bbox="107 975 1099 1198"><u>3 前項の規定により区が負担する費用（以下「負担金」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に掲げる書類を添えて、文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断及び健康相談費用等交付申請書兼請求書（別記様式第 2 号。以下「請求書」という。）を区長に提出するものとする。</u></p> <p data-bbox="107 1214 1099 1294"><u>4 区長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、申請者に対し負担金を支払うものとする。</u></p> <p data-bbox="107 1310 427 1342">第 6 条～第 15 条【略】</p>	<p data-bbox="1234 300 2002 331">文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱</p> <p data-bbox="1386 395 2114 523">18 文男保第 1449 号平成 19 年 3 月 28 日区長決定 28 文子幼第 915 号平成 28 年 4 月 1 日部長決定 2020 文子幼第 5463 号令和 2 年 12 月 28 日部長決定</p> <p data-bbox="1122 635 1426 667">第 1 条～第 4 条【略】</p> <p data-bbox="1173 683 1326 715">（健康相談）</p> <p data-bbox="1122 730 2110 810">第 5 条 区長は、健康対策対象者のうち希望者に対して、健康リスク相談及び心理相談を実施する。</p> <p data-bbox="1122 1310 1442 1342">第 6 条～第 15 条【略】</p>

付 則  
この要綱は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則  
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則  
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則  
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

<u>区分</u>	<u>金額</u>	<u>上限額</u>	<u>添付書類</u>
<u>第 5 条の規 定により健 康相談をす るに当た り、診断書 を取得する 場合</u>	<u>診断書料：実費</u>	<u>10,000</u> <u>円</u>	<u>領収書</u>
	<u>診断書を取得及び提出する ために要した交通費：必要か つ妥当な実費</u>	<u>50,000</u> <u>円</u>	<u>交通費の内 訳書・領収書 (領収書は、 タクシー代、 高速道路代 及び駐車場 代について 申請する場 合に限る。)</u>
	<u>診断書の提出のための郵送 料：実費</u>	<u>なし</u>	<u>なし</u>

備考

1 海外において診断書を取得した場合は、為替レートを基に円換  
算した上で、上記の算定基準に準じて取り扱う。

- 2 診断書料に係る負担については、診断書の取得日から、おおむね1年以内に相談を行った場合に限る。
- 3 交通費に係る負担については、タクシーその他の公共交通機関の料金水準を相当程度超える費用を要する交通手段を使用した場合において、公共交通機関の便などを考慮した上で相当性が認められないときは、電車、バス等の運賃を限度とする。
- 4 交通費に係る負担について、自家用車を使用した場合は、ガソリン代、高速道路代及び駐車場代を負担する。この場合において、ガソリン代は、移動距離に応じて1km当たり15円で算定するものとする（算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。